



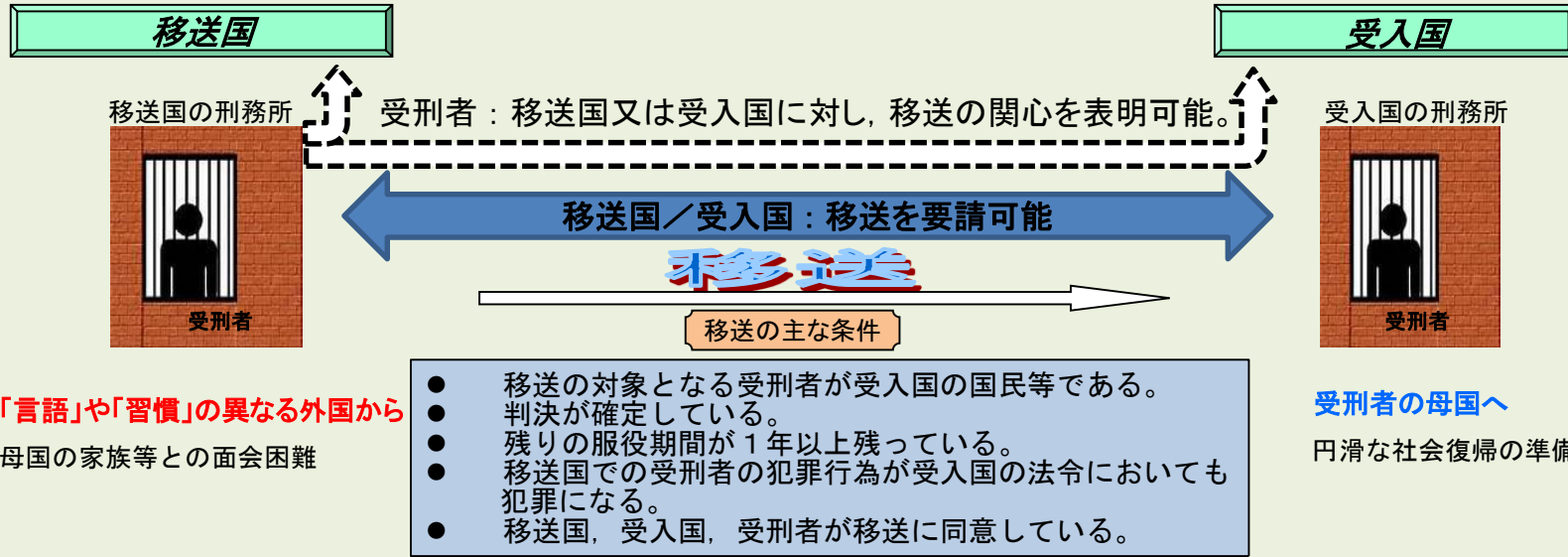
日・ベトナム受刑者移送条約



概要

- 受刑者の社会復帰を促進するために、受刑者に対して本国で刑に服する機会を与えるための日・ベトナム間の移送に係る手続等について定める。
- 2019年7月1日に署名(於:東京)。

主な内容



【現状】
 <日本>
 ・ベトナム人受刑者: 128名
 (外国人受刑者総数2250名の5.7%, 国籍別で第4位)

・日本における外国人受刑者総数
 1 韓国・朝鮮 742名
 2 中国 417名
 3 ブラジル 163名
 4 ベトナム 128名
 (2019年12月現在, 永住者・特別永住者含む)

・欧州評議会が作成した受刑者移送条約(CE条約)に加入(2003年)。その締約国(我が国を含め68か国)との間で、受刑者移送が可能。
 ・タイ(2010年), ブラジル(2016年)及びイラン(2016年)との間で二国間の受刑者移送条約を締結。

<ベトナム>
 ・日本人受刑者: 3名
 (2020年1月現在)
 ・CE条約には加入せず。
 ・12か国(英国, 韓国等)との間で二国間の受刑者移送条約を締結。

早期締結の必要性

- 相手国で服役している日本人／ベトナム人受刑者に本国で服役する機会を与え、社会復帰を促進する。
- 外国人受刑者に対し刑を執行する移送国の負担軽減に寄与する。